

吉野ヶ里町空家バンク制度実施要綱

吉野ヶ里町空家バンク制度実施要綱（平成 31 年吉野ヶ里町告示第 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、吉野ヶ里町内の空家等を有効活用することにより、町内への定住促進による地域の活性化を図るため、空家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 空家等 居住を目的として建築し、現に居住していない町内に存在する建物（近く居住しなくなる予定のものを含む。）並びにその建物が所在する敷地及び敷地内にある構築物をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物又は土地を除く。
- （2） 所有者 空家等に係る所有権その他の権利を有し、当該空家等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- （3） 空家バンク制度 町内への定住を目的として、所有者から空家等の売却又は賃貸の希望の申込みを受けた情報を、当該空家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、提供する制度をいう。
- （4） 仲介業者 町と空家バンク制度の実施に関し、協定を締結している組織に所属する宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者をいう。）をいう。

（適用上の注意）

第 3 条 この要綱は、空家バンク制度以外による空家等の取引を妨げるものではない。

（登録することのできる空家等）

第 4 条 空家バンク制度に登録することができる空家等は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1） 所有者が、吉野ヶ里町暴力団排除条例（平成 24 年吉野ヶ里町条例第 1 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する暴力団員等及び暴力団等でないこと。
- （2） 所有者が宅地建物取引業者でないこと。
- （3） 民間事業者による賃貸、分譲等を目的とする建物でないこと。
- （4） 吉野ヶ里町空家等の適切な管理に関する条例（平成 29 年吉野ヶ里町

条例第 22 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定空家等でないこと。

(空家等の登録申込み等)

第 5 条 空家バンク制度による空家等に関する登録を受けようとする所有者は、空家バンク制度登録申込書(様式第 1 号。以下「申込書」という。)及び空家バンク制度登録カード(様式第 2 号。以下「登録カード」という。)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申請があったときは、仲介業者を紹介することができる。

3 仲介業者は所有者と協議を行い、売却及び賃貸の条件について所有者との合意が得られたときは、所有者と専属専任媒介契約又は専任媒介契約を締結するものとする。

4 仲介業者は、前項の媒介契約締結の可否について媒介契約報告書(様式第 3 号)を町長に提出しなければならない。

5 町長は、前項の規定により仲介業者から報告書が提出され、契約締結の報告を受けたときは、その内容を審査し、前条に規定する要件を満たすと認められるときは、空家バンク制度登録台帳(以下「登録台帳」という。)に当該空家等を登録するものとする。

6 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空家バンク制度登録完了通知書(様式第 4 号)を第 1 項に規定する申込みをした者に通知するものとする。

(空家登録事項の変更)

第 6 条 前条第 6 項の規定による通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録台帳の登録事項に変更があったときは、空家バンク制度登録事項変更届出書(様式第 5 号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に提出しなければならない。

(登録の有効期間)

第 7 条 登録の有効期間は、登録された日の属する年度の翌々年度の 3 月 31 日までとする。ただし、再度の登録を妨げない。

(登録台帳の登録抹消)

第 8 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳の登録を抹消するとともに、空家バンク制度登録抹消通知書(様式第 6 号)により登録者に通知するものとする。

(1) 登録者から空家バンク制度登録抹消届出書(様式第 7 号)の提出があったとき。

(2) 空家バンク制度に登録された空家等に係る所有権等の権利に移動があったとき。

- (3) 売買契約又は賃貸借契約が成立したとき。
 - (4) 媒介契約が解消されたとき。
 - (5) 登録の有効期間を経過したとき。
 - (6) 申請の内容に虚偽があると認められたとき。
 - (7) その他町長が適当でないと認めたとき。
- 2 前項第3号に該当する場合、仲介業者は売買・賃貸借契約成立報告書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。
- 3 第1項第4号に該当する場合、仲介業者は媒介契約解消報告書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。
- （空家等の利用の申込要件）

第9条 空家バンク制度の情報を受け、空家等の利用を申し込む利用希望者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 空家等に定住して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者
- (2) 空家等に定住して、町内の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (3) 吉野ヶ里町暴力団排除条例第2条第3号及び第4号に規定する暴力団員等及び暴力団等でない者
- (4) 町税等を滞納していない者

（情報提供及び利用登録）

第10条 町長は、必要に応じて、登録者の登録された情報を利用希望者に提供するものとする。

- 2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、空家バンク制度利用登録申込書（様式第10号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めるときは利用登録台帳に登録し、空家バンク制度利用登録完了通知書（様式第11号）により利用希望者に通知するものとする。

（利用登録事項の変更）

第11条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用希望者は、利用登録の登録事項に変更があったときは、空家バンク制度利用登録事項変更届出書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

（利用登録の有効期間）

第12条 利用登録の有効期間は、登録された日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。ただし、再度の登録を妨げない。

(利用希望者の登録抹消)

第13条 町長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録台帳の登録を抹消するとともに、空家バンク制度利用登録抹消通知書(様式第13号)により利用希望者に通知するものとする。

- (1) 空家バンク制度利用登録抹消届出書(様式第14号)の提出があったとき。
- (2) 第9条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 空家等を利用することにより公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (4) 利用登録の有効期間を経過したとき。
- (5) 申請の内容に虚偽があったとき。
- (6) その他町長が適当でないと認めたとき。

(交渉等への不関与)

第14条 登録者と利用希望者との空家等に関する交渉及び売買、賃貸借の契約については仲介業者を介して行い、町長は直接これに関与しない。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(情報の提供)

第15条 町長は、必要に応じて、登録者、利用希望者及び仲介業者に対して、登録台帳又は利用登録台帳に登録された情報を提供するものとする。

(個人情報の保護)

第16条 登録者、利用希望者及び仲介業者は、空家バンク制度の利用に際して知り得た個人情報を、その目的以外に利用してはならない。空家バンク制度の利用が終了した後も同様とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に、改正前の吉野ヶ里町空家バンク制度実施要綱の規定によりされた登録に関する事項については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。